

建築基準法施行細則及び岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

建築基準法施行細則及び岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(積雪荷重)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。</p> $d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この式において、d、ls、rs、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>及び<math>\gamma</math>はそれぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>d 垂直積雪量(単位 メートル)</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値</p> <p>ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)</p> <p>rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;"><math>\alpha</math></th> <th style="text-align: center;"><math>\beta</math></th> <th style="text-align: center;"><math>\gamma</math></th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	R	[略]					宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村				[略]	宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域					<p>(積雪荷重)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。</p> $d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この式において、d、ls、rs、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>及び<math>\gamma</math>はそれぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>d 垂直積雪量(単位 メートル)</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math> 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値</p> <p>ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)</p> <p>rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;"><math>\alpha</math></th> <th style="text-align: center;"><math>\beta</math></th> <th style="text-align: center;"><math>\gamma</math></th> <th style="text-align: center;">R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域 大船渡市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	R	[略]					宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村				[略]	宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域 大船渡市				
区 域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	R																																					
[略]																																									
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村				[略]																																					
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域																																									
区 域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	R																																					
[略]																																									
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域以外の区域 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村				[略]																																					
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域及び平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域 大船渡市																																									

<p>以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 <u>下閉伊郡のうち岩泉町及び川井村</u> 九戸郡（洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。）の区域</p>	<p>のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 久慈市のうち平成18年3月5日における九戸郡山形村の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 <u>下閉伊郡岩泉町</u> 九戸郡（洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。）の区域</p>
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第2条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(漁業取締事務所)</p> <p>第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="142 1003 764 1247"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県漁業取締事務所</td> <td>釜石市</td> <td>大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 <u>(川井村を除く。)</u> 九戸郡のうち洋野町及び野田村</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	岩手県漁業取締事務所	釜石市	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 <u>(川井村を除く。)</u> 九戸郡のうち洋野町及び野田村	<p>(漁業取締事務所)</p> <p>第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="834 1003 1457 1247"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県漁業取締事務所</td> <td>釜石市</td> <td>大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野田村</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	岩手県漁業取締事務所	釜石市	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野田村
名称	位置	所管区域											
岩手県漁業取締事務所	釜石市	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 <u>(川井村を除く。)</u> 九戸郡のうち洋野町及び野田村											
名称	位置	所管区域											
岩手県漁業取締事務所	釜石市	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡 下閉伊郡 九戸郡のうち洋野町及び野田村											

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。